

ほっと図書館

【開館時間】午前9時～午後5時

●昭和三陸大津波資料展

【開催日】3月3日(土)

●東日本大震災展

【期間】3月1日(木)～10日(土)

●おはなしでてこい

【日時】3月24日(土)午前10時～

【内容】昔話、紙芝居、絵本などの読みきかせ

【対象】幼児、小学生、一般

【臨時休館】3月11日(日)

※東日本大震災南三陸町追悼式のため

☎ 南三陸町図書館 ☎46-2670

ベイサイドアリーナ

●トレーニング室

【営業時間】平日 午前9時～午後8時30分

土日祝日 午前9時～午後6時

【休館日】毎週火曜日

【利用料金】1回券300円、

回数券(11枚綴り)3,000円

【持ち物】トレーニングウェア、室内シューズ、

タオル、ドリンク

【対象】高校生以上

※今年度中学卒業の人は4月以降にお越しください

●健康教室

【共通事項】開始時刻10分前までに直接事務所で申し込みください。

参加対象は18歳以上で、トレーニングウェア、室内シューズ、タオル、ドリンクを準備ください。

○いきいき運動 健康塾

【日時】毎週木曜日 午前10時～10時45分

【料金】1回821円、月4回2,972円

初めて利用の人540円

【内容】運動機能を改善し何気ない生活運動が楽になるようサポートします。

○レッスンアラカルト

【日時】毎週木曜日 午後7時～7時45分

【料金】1回821円、月4回2,972円

初めて利用の人540円

【内容】3月1日、15日は、フィットビクス健舞塾(エアロビクスとボクシング動作と筋力トレーニングを合わせたよけりプログラム)

3月8日、22日は、美容ヨガ健美塾(ヨガの動きに骨盤の動きをプラスした美容に効くプログラム)

☎ ベイサイドアリーナ ☎47-1131



平成の森

●こころの湯

【利用時間】午後2時～9時

【定休日】月・金曜日

【料金】大人300円 高校生以下200円

【お風呂の日】

毎月26日はお風呂の日。料金は誰でも1人100円です。当日は午後2時から5時まで体験交流室を休憩場所として無料開放します。

※今月のお風呂の日は月曜日ですが、休まず営業します。

●平成の森自主事業「第5回ラージボール卓球大会」

【日時】3月27日(火)午後7時～

【参加費】1人500円

【参加資格】南三陸町に住所を有する人

または町内在勤者

【申込先】平成の森管理事務所

【申込期限】3月23日(金)

【表彰】参加賞および副賞(1位～3位)を用意しています。

●野球場からのお知らせ

芝生養生のため、3月中旬まで利用できません。

●キャンプ場からのお知らせ

冬季期間につき、3月末までキャンプ場は使用できません。

☎ 平成の森管理事務所 ☎36-3115

平成30年度南三陸町育英資金奨学生募集

●提出書類

①育英資金貸付申請書

②住民票(世帯全員)

③保護者(両親)の平成29年度所得証明書

[保護者(両親)に所得がない場合は、非課税証明書を必ず添付してください。祖父母の所得は不要です]

④在学証明書または入学予定を証する書類の写し(新たに入学する場合は合格通知書などの写し)

●提出先

教育委員会教育総務課

●提出期限

3月16日(金)

※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛に通知します。

※貸付者は選考委員会により決定します。

●貸付内容

【貸付金額】

①大学・大学院(専門学校を含む)に在学または入学見込みの人

■月額4万4千円以内

■入学時貸付金50万円以内

②高等学校に在学または入学見込みの人

■学校所在地が町内の場合:月額1万円以内

■学校所在地が町外の場合:月額1万5千円以内

●貸付条件

①貸付利子 無利子

②貸付期間 5年以内(修業年限)

③返還期間 貸付終了の翌年4月から10年以内

☎ 教育委員会教育総務課 ☎46-2604

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～3月11日は「鎮魂・伝承の日」です～

県条例において「みやぎ鎮魂の日」とも定められています。鎮魂とともに、東日本大震災の教訓を未来へ伝承していきましょう。

東日本大震災の被害状況(平成30年1月末日現在)

昭和35年5月24日のチリ地震津波をはじめとした過去の各種災害の経験から、毎年防災訓練を実施するなど、災害に強いまちづくりを進めてきた町においても、東日本大震災では多くの尊い人命、財産を一時にして失い、甚大な被害を受けました。

人的被害

●死者 620人

[直接死600人(うち町民551人、町外48人、不明1人)、間接死20人]

●行方不明者211人(うち町民210人)

建物(住家)被害

●全壊3,143戸

(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の58.62パーセント)

●半壊、大規模半壊178戸

(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の3.32パーセント)

●半壊以上の計3,321戸

(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の61.94パーセント)

※上記数値は、町が整理し、県あてに毎月報告している数値です。

☎ 危機管理課住民安全係 ☎46-1376

